

東地申
第13号

12月19日
~その1~

「度重なる労働基準法違反に対する」 緊急申し入れ

労働基準法違反をしたという危機感が 回答書から全く伝わらない!

1. 度重なる労働基準法違反に対する東京支社の見解を示すこと。また、再発防止策を具体的に示し周知すること。

(会社回答)

労働基準法違反が連続して発生したことは重大な事象であると認識しており、現場長会議、全箇所対象の職場訪問、各種ツールを活用した周知等により労働時間管理に対する社員の意識向上を図ってきたところである。引き続き、労働時間管理の厳正について徹底を図り、不断の努力で法令の遵守に取り組んでいく。

【組合】10月19日締結の議事録確認よりも、回答の内容が下がっている。

その締結内容は、『不断の努力』で36協定や法令遵守に取り組むと議事録確認をしている。『不断の努力』とは、どういう認識なのか。

【会社】事象が発生した直後だけに対策を立てるだけでなく、風化させずに二度と起こさせないことを続けていくという認識である。

【組合】私たちの「回答の内容より下がっている」との指摘に対しての認識は、どうなのか。

【会社】思い・内容的に下がっている意味ではない。重大な事象であり、コンプライアンスの問題でもある。これからも、しっかり取り組んでいくので、回答に重みが下がっている意味ではない。

【組合】これが、支社としての見解で良いのか。

【会社】34条違反発生は、重大な事象であると受け止めている。34条は、労働時間管理の問題である。管理者を含め、すべからず認識されていなかったもので、二度と起こらないように対策を行っている。

平成29年10月19日
議事録

(会社)これらの事象が発生したことを真摯に受け止め、会社としても同様の事象の絶滅を期するため不断の努力で36協定及び法令の遵守に取り組んでいく。

労基法違反の重大性と危機感が非常に弱く、 当事者意識に欠けている!

これが労基法違反撲滅をめざす会社の見解とは到底思えない!